

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 令和8年9月25日

【中間会計期間】 第70期中(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

【会社名】 松山観光ゴルフ株式会社

【英訳名】 MATSUYAMAKANKO GOLF.Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 關 啓 三

【本店の所在の場所】 愛媛県東温市松瀬川乙997番地

【電話番号】 (089)966-2100(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦

【最寄りの連絡場所】 愛媛県東温市松瀬川乙997番地

【電話番号】 (089)966-2100(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期中	第69期中	第70期中	第68期	第69期
会計期間	自 令和6年 1月1日 至 令和6年 6月30日	自 令和7年 1月1日 至 令和7年 6月30日	自 令和8年 1月1日 至 令和8年 6月30日	自 令和6年 1月1日 至 令和6年 12月31日	自 令和7年 1月1日 至 令和7年 12月31日
売上高 (千円)	133,809	130,663	140,477	289,011	286,986
経常利益 (千円)	9,826	1,922	13,852	37,339	26,620
中間(当期)純利益 (千円)	6,167	176	9,515	24,356	16,670
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	353,475	353,475	353,475	353,475	353,475
発行済株式総数 (株)	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093
純資産額 (千円)	653,970	672,335	698,346	672,159	688,830
総資産額 (千円)	1,355,636	1,325,361	1,313,920	1,348,234	1,310,392
1株当たり純資産額 (円)	211,435.66	217,373.40	225,782.75	217,316.47	222,706.18
1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	1,993.88	56.93	3,076.57	7,874.69	5,389.71
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.2	50.7	53.1	49.8	52.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	40,227	21,998	49,402	84,771	61,527
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,236	△9,074	△2,320	△11,436	△13,156
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△28,945	△30,021	△30,126	△58,034	△56,103
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	87,198	78,355	104,675	95,452	87,720
従業員数 〔外、平均臨時雇用数〕 (人)	21 〔 13〕	21 〔 13〕	22 〔 12〕	21 〔 10〕	21 〔10〕

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 当社は、関連会社に対する投資がないので、持分法を適用した場合の投資利益については記載していない。

3 当社は、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 従業員数は、就業人員を表示している。

2 【事業の内容】

当社の事業はゴルフ事業と太陽光発電事業である。

その内容については、第2「事業の状況」以下に記述している。

3 【関係会社の状況】

該当事項なし

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和8年6月30日現在

従業員数(人)	ゴルフ場事業	22 (12)
	太陽光発電事業	0

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載している。

(2) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はない。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はない。

また、新たに生じた事業上の対処すべき課題はない。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原材料費の高騰や物価高の影響を受け、また海外情勢の動向により不透明な状況が続いている。一方、県内経済もコスト高や人手不足などの問題のため不安定な状況となっている。

このような状況下、県内ゴルフ業界は、1月～6月の来場者数は344,815人となり、前年同期比1,609人（0.5%）増加している。当倶楽部への来場者数は、12,064人と前年同期比1,079人（9.8%）増加している。

一方、平成25年4月から稼働した太陽光発電所は、発電能力1430.4kwで、当中間会計期間もまず順調に稼働し続けているが、四国電力からの送電抑制の影響が出ている。

以上のことから、当中間会計期間のゴルフ場事業の売上高は、来場者数が増加したことにより、対前年同期比9,248千円増の115,401千円となった。一方、太陽光発電事業の売電収入は、四国電力からの送電抑制が17日間あったが、対前年同期比565千円増の25,075千円となった。そのため、営業収益は、前年同期比9,813千円増の、140,477千円となった。また、ゴルフ場事業の営業原価は対前年同期比、コース維持費が1,596千円減少したことを主な要因として2,561千円減少した。このため、売上総利益は、前年同期比12,375千円増の、89,622千円となった。

次に、営業損益は、販売費及び一般管理費が、対前年同期比2,014千円増の76,722千円となったが、前年同期比10,361千円増加し12,900千円の利益となった。

又、経常損益は、営業外収益2,015千円、支払利息等の営業外費用1,062千円を計上したことにより、前年同期比11,930千円増加し、13,852千円の利益となった。

このことから、税引前中間純利益は13,852千円となり、税引後中間純損益は、法人税等の負担により9,515千円になった。

セグメント別の状況は下記のとおりである。

①ゴルフ場事業

県内のゴルフ業界は、1月～6月の来場者数は前年同期比1,609人（0.5%）増加となっている中で、当倶楽部は1,079人（9.8%）の増加となっている。

そのため、ゴルフ場事業の売上高は対前年同期比9,248千円増加の115,401千円となっているが、営業原価は2,561千円の減少したものの、販売費及び一般管理費の2,652千円の増加により、経常損益は対前年同期比10,516千円改善し、8,487千円の黒字となった。

②太陽光発電事業

当中間会計期間の売上高は25,075千円と前年同期24,510千円に比べ565千円の増加となった。また、経常損益段階のセグメント利益は5,364千円となり、前年同期の利益3,950千円に比べて1,414千円の増加となった。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当中間会計期間末における流動資産の残高は、125,743千円で前事業年度末108,562千円と比べ、17,181千円増加した。その主な原因は、現金及び預金が16,355千円増加、前払費用が1,297千円増加したことによるものである。

②固定資産

当中間会計期間末における固定資産の残高は、1,188,176千円で前事業年度末1,201,829千円と比べ、13,653千円減少した。その主な要因は、固定資産の減価償却によるものである。

③流動負債

当中間会計期間末における流動負債の残高は、140,640千円で前事業年度末127,608千円に比べ、13,032千円増加した。その主な要因は、下期分年会費の前受収益19,186千円の増加等によるものである。

④固定負債

当中間会計期間末における固定負債の残高は474,933千円で、前事業年度末493,953千円に比べて、19,020千円減少した。その主な要因は、長期借入金の約定返済20,336千円減少によるものである。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は104,675千円となり、前事業年度末に比べ16,995千円増加した。

当中間会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は49,402千円である。その主な要因は、減価償却費が28,459千円、前受収益の増加が21,247千円である。その結果、前年同期の営業活動により得られた資金21,998千円と比べ27,403千円増加した。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は2,320千円である。その主な要因は、有形固定資産の取得による支出1,898千円である。その結果、前年同期の投資活動による支出9,074千円と比べ、6,754千円支出が減少した。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、支出した資金は30,126千円である。その主な要因は、長期借入金の返済20,736千円、リース債務の返済7,724千円、長期未払金の返済1,665千円である。その結果、前年同期の財務活動による支出30,021千円と比べ、105千円支出が増加した。

(資本の財源および資金の流動性)

当社の運転資金については、主として営業活動によるキャッシュ・フローである自己資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施している。また、設備投資資金については、営業活動によるキャッシュ・フローの水準を勘案し、主としてリース契約または割賦契約により調達することを基本方針としている。

今後の資金需要については、ゴルフ場事業の固定資産の老朽化に伴う取換えが予想されるが、当該資金についても、基本方針に基づき、負債と資本のバランスに配慮しつつ必要な資金を調達していく予定である。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) ゴルフ場事業

① 利用者実績

当中間会計期間における入場者実績は次のとおりである。

内訳	第70期 中間会計期間 (自令和8年1月1日至令和8年6月30日)	
	人数(人)	前年同期比(%)
会員	3,979	98.4
ビジター	8,085	116.5
合計	12,064	109.8

② 営業実績

当中間会計期間における営業実績は次のとおりである。

内訳	第70期 中間会計期間 (自令和8年1月1日至令和8年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
グリーンフィー	52,081	113.4
キャディーフィー	2,738	90.6
受取使用料	27,364	109.8
協力費収入	8,122	110.1
コンペティションフィー	4,626	100.2
名義変更手数料	1,101	126.3
会費収入	17,427	97.8
売店営業収入	135	477.5
食堂運営委託手数料	1,805	111.4
合計	115,401	108.7

(2) 太陽光発電事業

当中間会計期間における営業実績は次のとおりである。

内訳	第70期 中間会計期間 (自令和8年1月1日至令和8年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
売電収入実績	25,075	102.3

(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当中間会計期間における営業収益は、140,477千円であり、前中間会計期間130,663千円と比べ、9,813千円増加した。その主な要因は、ゴルフ事業の売上高が115,401千円と前中間会計期間と比べ、9,248千円増加したことと、太陽光発電所の売電収入は25,075千円と、前中間会計期間24,510千円と比べ、565千円増加したことによる。

当中間会計期間における売上総利益は89,622千円であり、前中間会計期間77,246千円と比べ、12,375千円増加した。

当中間会計期間における営業利益は12,900千円となり、前中間会計期間2,538千円と比べ、10,361千円増加した。次に、当中間会計期間の経常利益は13,852千円となり、前中間会計期間1,922千円と比べ、11,930千円増加した。当中間会計期間の税引後中間純利益は9,515千円で、前中間会計期間176千円と比べ、9,339千円の増加となった。

(2) 財政状態の分析

財政状態の分析については、「業績等の概要（2）財政状態の分析」に記載のとおりである。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「業績等の概要（3）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針

当社の経営は、現在の事業環境の厳しい分析と情報に基づき、最適の経営方針を立案するように務め実践している。

<ゴルフ場事業>

会員の高齢化に伴い来場頻度が低下しているため、若手の会員勧誘並びにビジター入場者の増加に注力したい。そのため、各種イベントを企画し、若手来場者及び女性プレーヤーの来場者の増加に結び付けたい。

さらに、清潔で機能的なハウス設備、周辺のどのゴルフ場よりも整備されたコースなどを差別化の核に据え、当倶楽部に来場しやすい環境づくりに取り組みたい。

財務面では、来場者数の目標を24,000人と設定し、収益の確保、それに伴う営業キャッシュ・フローのプラス確保、ならびに経常利益の確保を目指す。

<太陽光発電事業>

新たな事業として太陽光発電事業への進出を図り、平成25年4月26日から四国電力への売電を開始した。

さらに、太陽光発電設備の周辺の空き地を利用し発電設備の増設を行い、平成27年9月29日に工事が完成した。

その概要は次のとおりである。

- ①太陽光発電規模：1,430.4kwh
- ②総事業費：453百万円
- ③売電収入：年間 56,352千円（令和7年度）

4 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な変更及び新たに締結した重要な契約等は行われていない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項なし

(2) 重要な設備計画の変更

該当事項なし

(3) 重要な設備計画の完了

該当事項なし

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800
計	4,800

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和8年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年9月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,093	3,093	非上場 非登録	当社は単元株制度を採用してい ないので、単元株式はない。
計	3,093	3,093	—	-----

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和8年1月1日～ 令和8年6月30日	—	3,093	—	353,475	—	135,000

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和8年6月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社伊予銀行	松山市南堀端町1番地	62	2.0
株式会社愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	52	1.6
株式会社伊予鉄グループ	松山市湊町4丁目4番1号	50	1.6
井関農機株式会社	松山市馬木町700番地	16	0.5
南海放送株式会社	松山市本町1丁目1番1号	13	0.4
セキ株式会社	松山市湊町7丁目7番1号	11	0.3
株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座1丁目12-18	10	0.3
株式会社愛媛新聞社	松山市大手町1丁目12-1	8	0.2
コスモ松山石油株式会社	松山市大可賀3-580	8	0.2
四国アルフレッサ株式会社	高松市国分寺町福塚甲1255-10	8	0.2
株式会社四国銀行	高知市はりまや1丁目1番1号	8	0.2
大王製紙株式会社	東京都千代田区富士見2-10-2	8	0.2
株式会社百十四銀行 松山支店	松山市千舟町3-4-1	8	0.2
村上産業株式会社	松山市本町1丁目2-2	8	0.2
株式会社よんやく	松山市南高井町1828	8	0.2
計	—	278	8.9

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	令和8年6月30日現在
			内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,093	3,093	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,093	—	—
総株主の議決権	—	3,093	—

② 【自己株式等】

該当事項なし

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおける異動はない。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)の中間財務諸表について、愛光監査法人により中間監査を受けている。

なお、当社の監査人は次のとおり交代している。

第69期事業年度の財務諸表 公認会計士 水野 邦洋 氏

第70期中間会計期間の財務諸表 愛光監査法人

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないので、中間連結財務諸表を作成していない。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,470	104,825
未収入金（純額）	※1 15,629	※1 15,591
棚卸資産	1,995	2,173
その他	2,467	3,152
流動資産合計	108,562	125,743
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※4 121,479	※4 118,613
構築物（純額）	※4 70,693	※4 65,874
機械及び装置（純額）	※4 112,848	※4 101,650
リース資産（純額）	36,738	41,500
土地	※4 637,068	※4 637,068
コース勘定	184,891	184,891
その他	28,417	27,957
有形固定資産合計	※2 1,192,135	※2 1,177,555
無形固定資産	551	462
投資その他の資産	9,142	10,158
固定資産合計	1,201,829	1,188,176
資産合計	1,310,392	1,313,920
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※4 37,596	※4 37,196
リース債務	12,905	14,006
未払金	18,824	9,412
未払法人税等	4,288	6,304
その他	※3 53,994	※3 73,721
流動負債合計	127,608	140,640
固定負債		
長期未払金	9,352	7,899
長期借入金	※4 71,174	※4 50,838
退職給付引当金	7,064	7,288
長期預り金	1,400	1,400
会員預り金	377,412	375,637
リース債務	27,550	31,870
固定負債合計	493,953	474,933
負債合計	621,561	615,574

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	353,475	353,475
資本剰余金		
資本準備金	135,000	135,000
その他資本剰余金	4,275	4,275
資本剰余金合計	139,275	139,275
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金		
別途積立金	140,000	140,000
繰越利益剰余金	44,080	53,596
その他利益剰余金合計	184,080	193,596
利益剰余金合計	196,080	205,596
株主資本合計	688,830	698,346
純資産合計	688,830	698,346
負債純資産合計	1,310,392	1,313,920

②【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
営業収益	130,663	140,477
営業原価	53,416	50,854
売上総利益	77,246	89,622
販売費及び一般管理費	74,707	76,722
営業利益	2,538	12,900
営業外収益	※1 874	※1 2,015
営業外費用	※2 1,491	※2 1,062
経常利益	1,922	13,852
特別利益	※3 1,495	—
特別損失	※4 2,652	—
税引前中間純利益	765	13,852
法人税、住民税及び事業税	675	4,349
法人税等調整額	△86	△12
法人税等合計	589	4,336
中間純利益	176	9,515

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当中間期変動額				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	27,409	179,409	672,159	672,159
当中間期変動額						
中間純利益			176	176	176	176
当中間期変動額合計	—	—	176	176	176	176
当中間期末残高	12,000	140,000	27,585	179,585	672,335	672,335

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当中間期変動額				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	44,080	196,080	688,830	688,830
当中間期変動額						
中間純利益			9,515	9,515	9,515	9,515
当中間期変動額合計	—	—	9,515	9,515	9,515	9,515
当中間期末残高	12,000	140,000	53,596	205,596	698,346	698,346

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	765	13,852
減価償却費	26,944	28,459
災害損失	2,652	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	310	380
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△486	224
雑損失	—	76
受取保険金	△1,495	—
受取利息	△40	△83
支払利息	1,083	844
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,561	△343
棚卸資産の増減額 (△は増加)	161	△178
前受収益の増減額 (△は減少)	24,149	21,247
未払債務の増減額 (△は減少)	△4,859	△9,199
会員預かり金の増減額 (△は減少)	△6,875	△1,775
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,089	1,947
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,381	△702
その他の負債の増減額 (△は減少)	△3,538	△2,073
小計	32,740	52,677
利息の受取額	40	83
利息の支払額	△1,083	△844
災害による保険金収入	1,495	—
災害復旧の支払額	△2,652	—
法人税等の支払額	△8,541	△2,514
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,998	49,402
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△600
定期預金の払戻による収入	1,200	1,200
有形固定資産の取得による支出	△8,655	△1,898
廃棄費用積立による支出	△992	△1,015
投資その他の資産の取得による支出	△26	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,074	△2,320
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△20,736	△20,736
長期未払金の返済による支出	△1,665	△1,665
リース債務の返済による支出	△7,619	△7,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,021	△30,126
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,097	16,955
現金及び現金同等物の期首残高	95,452	87,720
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 78,355	※ 104,675

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を含む）及び太陽光発電事業設備の「機械及び装置」並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法、それ以外については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	15～65年
構築物	6～50年
機械及び装置(太陽光発電設備)	17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。グリーンフィー、キャディフィー等は顧客のゴルフ場利用を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用時点で収益を認識している。名義変更手数料及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識している。売店営業収入は、物品の販売を行っており、販売を行った時点で収益を認識している。食堂運営委託手数料は、食堂を外部委託しており、委託会社の1カ月間の売上高の一部が委託収入となることから、1カ月の食堂利用が終了した時点で収益を認識している。また、売電収入については、発電を履行義務として識別し、発電量が確定する月末時点で収益を認識している。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内には支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は以下のとおりである。

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
流動資産	3,419千円	3,799千円

※ 2 資産の金額から直接控除している減価償却費の額は以下のとおりである。

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
有形固定資産の 減価償却累計額	1,270,469千円	1,298,754千円

※ 3 (前事業年度)

仮払消費税及び仮受消費税は相殺のうえ、未払消費税等として、流動負債「その他」の中に含めて表示しており、その金額は3,079千円である。

(当中間会計期間)

仮払消費税及び仮受消費税は相殺のうえ、未払消費税等として、流動負債「その他」の中に含めて表示しており、その金額は3,831千円である。

※ 4 担保資産

このうち担保資産に供されている資産及び担保付債務は以下のとおりである。

担保に供されている資産

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
建物	116,532千円	114,009千円
土地	637,068千円	637,068千円
太陽光構築物	10,672千円	9,975千円
太陽光機械及び装置	106,347千円	95,804千円
計	870,620千円	856,857千円

担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	34,716千円	34,716千円
長期借入金	69,894千円	50,838千円
計	104,610千円	85,554千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益のうち重要なものは次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
雑収入	834千円	1,931千円

※ 2 営業外費用のうち重要なものは次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
支払利息	1,083千円	844千円

※ 3 特別利益のうち重要なものは次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
受取保険金	1,495千円	—

※ 4 特別損失のうち重要なものは次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
災害損失	2,652千円	—

5 減価償却実施額は次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
有形固定資産	26,835千円	28,351千円
無形固定資産	89千円	89千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

当中間会計期間（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
現金及び預金勘定	78,505千円	104,825千円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△150千円	△150千円
現金及び現金同等物	78,355千円	104,675千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主なものは下記のとおりである。

2,000L タンク車 マルナカ GF-2015 WIS

バンカーレーキ

乗用カート

男性・女性・役員用ロッカー室

ゴルフ場トータルシステム

乗用芝刈機

ロケットマスターズ端末一式

電話設備一式

バンカー均し機サンドスターII

汎用作業車

②リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前事業年度（令和7年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債務	40,455	37,579	△2,876
(2) 長期借入金	108,770	107,681	△1,088
(3) 長期未払金	12,541	10,914	△1,627
(4) 長期預り金	1,400	745	△654
(5) 会員預り金	377,412	200,934	△176,478
負債計	540,580	357,854	△182,725

(注1) 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略している。

(注2) 負 債

(1) 未払金、(2) 預り金

これらは、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

当中間会計期間（令和8年6月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債務	45,876	42,635	△3,241
(2) 長期借入金	88,034	87,023	△1,010
(3) 長期未払金	10,875	9,476	△1,399
(4) 長期預り金	1,400	654	△745
(5) 会員預り金	375,637	175,609	△200,027
負債計	521,823	315,399	△206,425

(注1) 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略している。

(注2) 負 債

(1) 未払金、(2) 預り金

これらは、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和7年12月31日）

該当事項なし

当中間会計期間（令和8年6月30日）

該当事項なし

(2)時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（令和7年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年以内返済予定のリース債務を含む）	—	37,579	—	37,579
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	107,681	—	107,681
長期未払金（1年以内返済予定の長期未払金を含む）	—	10,914	—	10,914
長期預り金	—	—	745	745
会員預り金	—	—	200,934	200,934
負債計		156,175	201,679	357,854

当中間会計期間（令和8年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年以内返済予定のリース債務を含む）	—	42,635	—	42,635
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	87,023	—	87,023
長期未払金（1年以内返済予定の長期未払金を含む）	—	9,476	—	9,476
長期預り金	—	—	654	654
会員預り金	—	—	175,609	175,609
負債計		139,134	176,264	315,399

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（リース債務（1年以内返済予定のリース債務を含む））

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

（長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む））

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

（長期未払金（1年以内返済予定の長期未払金を含む））

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、貸借対照表の未払金9,412千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金2,976千円が含まれているため、その金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

（長期預り金及び会員預り金）

元本の合計額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、返済期日までの期間に観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類している。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の時価の開示については、重要性がないため注記を省略している。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）

(単位：千円)

ゴルフ場事業	グリーンフィー	45,896
	キャディフィー	3,019
	受取使用料	24,909
	協力費収入	7,376
	コンペティションフィー	4,617
	名義変更手数料	871
	会費収入	17,814
	売店営業収入	28
	食堂運営委託手数料	1,619
	ゴルフ場事業計	106,152
太陽光発電事業	売電収入	24,510
顧客との契約から生じる収益		130,663
その他の収益		—
外部顧客への売上高		130,663

当中間会計期間（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）

(単位：千円)

ゴルフ場事業	グリーンフィー	52,081
	キャディフィー	2,738
	受取使用料	27,364
	協力費収入	8,122
	コンペティションフィー	4,626
	名義変更手数料	1,101
	会費収入	17,427
	売店営業収入	135
	食堂運営委託手数料	1,805
	ゴルフ場事業計	115,401
太陽光発電事業	売電収入	25,075
顧客との契約から生じる収益		140,477
その他の収益		—
外部顧客への売上高		140,477

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間末後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

	前事業年度	当中間会計期間
契約負債(期首残高)	30,115千円	38,247千円
契約負債(中間期末(期末)残高)	38,247千円	59,632千円

契約負債は、顧客（会員）が入会時に支払った名義変更手数料及び1年分の年会費等の支払いから生じた前受金に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお、当該支払いの見返りとして、名義変更手数料は顧客（会員）の平均利用期間にわたり、また年会費等は1年間にわたり、サービスが顧客（会員）に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当中間会計期間において、契約負債が21,384千円増加した理由は、名義変更手数料を3,300千円、年会費を19,186千円、それぞれ契約負債へ繰り延べ、名義変更手数料の収益認識により、1,101千円を取崩したためである。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

前事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

	前事業年度
令和8年12月期 （令和7年12月期から1年以内）	2,120
令和9年12月期～令和12年12月期 （令和7年12月期から1年超5年以内）	8,480
令和13年12月期～令和17年12月期 （令和7年12月期から5年超10年以内）	10,600
令和18年12月期以降 （令和7年12月期から10年超）	17,047
合計	38,247

当中間会計期間（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）

（単位：千円）

	当中間会計期間
令和8年12月期 下期	20,328
令和9年12月期 （令和8年12月期から1年以内）	2,285
令和10年12月期～令和13年12月期 （令和8年12月期から1年超5年以内）	9,140
令和14年12月期～令和18年12月期 （令和8年12月期から5年超10年以内）	11,425
令和19年12月期以降 （令和8年12月期から10年超）	16,453
合計	59,632

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものである。また、当社は事業ごとの包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

従って、当社は事業種別セグメントから構成されており、「ゴルフ場事業」及び「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「ゴルフ場事業」は、ゴルフ場利用に伴うサービスの提供をしている。

「太陽光発電事業」は、発電した電力を電力会社に供給するサービスの提供をしている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値である。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	106,152	24,510	130,663
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	106,152	24,510	130,663
セグメント利益又は損失 (△)	△2,028	3,950	1,922
セグメント資産	1,166,730	158,630	1,325,361
セグメント負債	539,785	113,239	653,025
その他の項目			
減価償却費	15,662	11,281	26,944
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,193	—	17,193

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	115,401	25,075	140,477
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	115,401	25,075	140,477
セグメント利益	8,487	5,364	13,852
セグメント資産	1,176,955	136,964	1,313,920
セグメント負債	530,452	85,121	615,574
その他の項目			
減価償却費	17,180	11,279	28,459
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	13,848	—	13,848

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プレー代	会 費	太陽光発電事業	その他	合 計
外部顧客への売上高	85,818	17,814	24,510	2,518	130,663

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在している有形固定資産のため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
四国電力株式会社	24,510	太陽光発電事業

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プレー代	会 費	太陽光発電事業	その他	合 計
外部顧客への売上高	94,932	17,427	25,075	3,041	140,477

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在している有形固定資産のため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
四国電力株式会社	25,075	太陽光発電事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	222,706.18円	225,782.75円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	688,830	698,346
普通株式に係る純資産額(千円)	688,830	698,346
普通株式の発行済株式数(株)	3,093	3,093
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	3,093	3,093

項目	前中間会計期間 (自令和7年1月1日 至令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自令和8年1月1日 至令和8年6月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	56.93円	3,076.57円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	176	9,515
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	176	9,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	3,093	3,093

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(2) 【その他】

該当事項なし

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第69期)	自	令和7年1月1日	令和8年 3月 27日 四国財務局長に提出
			至	令和7年12月31日	

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

令和8年9月25日

松山観光ゴルフ株式会社
取締役会 御中

愛光監査法人
愛媛県松山市

代表社員 公認会計士 秋葉 見
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松山観光ゴルフ株式会社の令和8年1月1日から令和8年12月31日までの第70期事業年度の中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、松山観光ゴルフ株式会社の令和8年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。